

四半期報告書

(第22期第2四半期)

自 令和2年2月1日

至 令和2年4月30日

ファースト住建株式会社

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号

(E04013)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2
- 3 経営上の重要な契約等 7

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 8
- (2) 新株予約権等の状況 8
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 9
- (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 9
- (5) 大株主の状況 10
- (6) 議決権の状況 11

2 役員の状況 11

第4 経理の状況 12

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 13
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 14
 - 四半期連結損益計算書 14
 - 四半期連結包括利益計算書 15
- (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 16

2 その他 19

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和2年6月12日
【四半期会計期間】	第22期第2四半期（自 令和2年2月1日 至 令和2年4月30日）
【会社名】	ファースト住建株式会社
【英訳名】	First Juken Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 雄司
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
【電話番号】	06（4868）5388（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 東 秀彦
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
【電話番号】	06（4868）5388（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 東 秀彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 第2四半期 連結累計期間	第22期 第2四半期 連結累計期間	第21期
会計期間	自 平成30年11月1日 至 平成31年4月30日	自 令和元年11月1日 至 令和2年4月30日	自 平成30年11月1日 至 令和元年10月31日
売上高 (千円)	20,916,538	19,061,921	43,111,803
経常利益 (千円)	1,820,948	1,114,709	3,673,020
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益 (千円)	1,180,586	725,354	2,404,434
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,222,718	733,346	2,477,339
純資産額 (千円)	32,309,341	33,714,685	33,272,386
総資産額 (千円)	49,382,341	48,317,942	50,391,852
1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	85.08	52.24	173.27
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	84.89	52.10	172.82
自己資本比率 (%)	63.6	67.8	64.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,156,757	1,600,799	△1,802,226
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,697	△815,268	△1,133,431
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△128,186	△1,907,826	367,805
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 (千円)	11,561,703	9,158,196	10,280,491

回次	第21期 第2四半期 連結会計期間	第22期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成31年2月1日 至 平成31年4月30日	自 令和2年2月1日 至 令和2年4月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	54.16	32.13

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について）

新型コロナウイルス感染症の収束までの見通しが不透明な状況が続いており、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため外出自粛や休業要請が長期間に亘り行われる等、当社役職員、顧客、協力業者の他、当社事業に関連する行政機関や金融機関などの活動が制限されることとなった場合、住宅供給棟数の減少、顧客や取引先との商談機会の減少・効率の低下などの影響が生じる可能性があります。また、経済活動の停滞や悪化に伴い、住宅販売価格や賃貸等不動産を始めとする保有資産の収益性・時価の下落などが生じ、これらにより当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、世界経済の回復テンポの鈍化や令和元年10月に実施された消費増税による影響から個人消費も低下する傾向の中、各種の政策による下支えと緩やかな景気回復の継続が期待されましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界的に大きな打撃を受ける状況となりました。

不動産業界におきましては、建築コストの上昇や建設労働者不足、住宅需要の伸び悩みなどから住宅着工戸数は弱含んで推移しており、事業環境の厳しさは強まりつつあります。また、消費マインドの低下が住宅需要に対して影響することが懸念され、競争の一層の強まりが予想されるとともに、予断を許さない状況となっております。

このような環境の中、当社グループでは、引き続きお客様のニーズに即した魅力的な住宅造りに邁進するとともに、事業拡大に向けた人材確保・育成を推進してまいりました。

戸建事業のうち主力の戸建分譲では、販売棟数の拡大と在庫状況の改善を目指し、分譲用地の仕入についてはより厳選して行うとともに、施工体制の強化のために、継続的な協力業者の新規開拓、工程管理の強化や工事監督職の人員配置の見直しなどの取り組みを進めております。一方、販売面では、消費増税による影響などから住宅需要に弱さがみられ、当第2四半期連結累計期間における販売棟数は656棟（うち、戸建住宅 586棟、土地分譲 70区画）（前年同期比 3.0%減）と伸び悩む状況でありました。これらの要因により、仕掛在庫の削減は進んだものの、完成在庫は増加する状況となりました。また、滞留完成在庫の販売促進にも注力したことで、収益性は低下する結果となっております。当社では引き続き、厳選した分譲用地の仕入、施工体制の強化や顧客ニーズに即した魅力的な住宅造りに注力し、在庫状況の改善と収益性の回復に取り組んでまいります。注文住宅の請負工事においては、消費増税後の住宅需要の落ち込みや建築コストの上昇に伴う収益性の低下などに対応すべく、営業力の強化と収益性の改善に取り組んでまいりましたが、当第2四半期連結累計期間における販売棟数は43棟（同 38.6%減）にとどまる結果となりました。

マンション事業では、賃貸用不動産の取得や建築などを推進し、賃貸による安定的な収益の確保と経営の強化を進めております。当第2四半期連結累計期間におきましては、賃貸用不動産1物件と賃貸用不動産の建築用地1物件の新規取得を行っております。

特建事業では当第2四半期連結累計期間において木造集合住宅1棟を受注しており、当連結会計年度中に完成・引渡しを予定しております。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における経営成績は、売上高190億61百万円（同 8.9%減）、営業利益11億53百万円（同 38.2%減）、経常利益11億14百万円（同 38.8%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益7億25百万円（同 38.6%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（戸建事業）

戸建事業のうち主力の戸建分譲について、当第2四半期連結累計期間における販売棟数は656棟（うち、戸建住宅 586棟、土地分譲70区画）（前年同期比 3.0%減）となり、売上高は178億19百万円（同 6.9%減）となりました。戸建分譲においては、施工体制の強化に取り組んでいることで完成棟数は増加しつつあるものの、販売面では需要動向や競争環境の厳しさから販売棟数は伸び悩む状況となっており、土地分譲の積極的な活用や滞留完成在庫の販売促進に注力することで対処してまいりました。請負工事におきましては、販売棟数は43棟（同 38.6%減）となり、売上高は9億11百万円（同 24.3%減）となりました。戸建事業に関するその

他の売上高は1億2百万円（同 7.3%増）となりました。収益性の面では、消費増税分の販売価格への転嫁が進まなかったことや滞留完成在庫の販売促進に注力したことなどにより、前年同期に比べて低下する状況となっております。

これらの結果、戸建事業全体の売上高は188億32百万円（同 7.9%減）となり、セグメント利益は16億21百万円（同 28.9%減）となりました。

（その他）

その他の事業セグメントのうち、マンション事業については、賃貸収益による売上高2億26百万円（前年同期比 4.9%増）となりました。マンション分譲による売上高は、当第2四半期連結累計期間におきましては販売実績がありませんでした（前年同期は1億53百万円）。特建事業においては、当第2四半期連結累計期間において木造集合住宅1棟を受注しておりますが、完成・引渡しにまでは至っておらず、売上高はありませんでした（前年同期は94百万円）。

これらの結果、その他の事業セグメント全体の売上高は2億26百万円（前年同期比 51.5%減）となり、セグメント利益は17百万円（同 68.3%減）となりました。

② 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末における総資産は483億17百万円（前連結会計年度末比 4.1%減）となり、前連結会計年度末に比べて20億73百万円減少いたしました。その主な増減の要因は、現金及び預金の減少11億22百万円、たな卸資産の減少15億66百万円及び有形固定資産の増加6億91百万円であります。たな卸資産が減少した主な要因は、工期の長期化などの影響により仕掛在庫を中心にたな卸資産が増加した状況に対応するために、新規の分譲用地仕入をより厳選して行うとともに、施工体制の強化や滞留完成在庫の販売促進などの在庫状況の健全化に向けた取り組みを行ったことによるものであります。有形固定資産の増加につきましては、主に賃貸用不動産の取得によるものであります。

負債合計は146億3百万円（同 14.7%減）となり、前連結会計年度末に比べて25億16百万円減少しております。その主な増減の要因は、支払手形・工事未払金の減少6億6百万円、短期有利子負債の減少23億72百万円、未払法人税等の減少2億63百万円及び長期有利子負債の増加7億61百万円であります。支払手形・工事未払金及び短期有利子負債の減少につきましては、主にたな卸資産の減少に伴うものであり、長期有利子負債の増加につきましては、賃貸用不動産に係る借入を行ったものであります。

また、純資産は337億14百万円（同 1.3%増）となり、前連結会計年度末に比べて4億42百万円増加しております。その主な増減の要因は、当第2四半期連結累計期間における親会社株主に帰属する四半期純利益7億25百万円に対して前連結会計年度の期末配当金の支払3億5百万円を行った結果、利益剰余金が4億20百万円増加したことあります。

これらの結果、自己資本比率は67.8%となり、前連結会計年度末に比べて3.6ポイント上昇いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は91億58百万円（前年同期末比 20.8%減）となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは16億円の収入（前年同期は11億56百万円の支出）となりました。主な収入の要因は、税金等調整前四半期純利益11億16百万円及びたな卸資産の減少額15億95百万円であり、主な支出の要因は、仕入債務の減少額6億6百万円及び法人税等の支払額6億17百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは8億15百万円の支出（前年同期は1百万円の支出）となりました。主な支出の要因は、有形固定資産の取得による支出8億16百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは19億7百万円の支出（前年同期比 1,388.3%増）となりました。主な収入の要因は、長期借入れによる収入10億50百万円であり、主な支出の要因は、短期借入金の純減少額24億16百万円、長期借入金の返済による支出2億26百万円及び配当金の支払額3億5百万円であります。

(3) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、平成29年1月10日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」という。）を定めており、その内容等は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付行為に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式等の大規模買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付行為を提案した者との交渉等を行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

1. 企業価値向上への取組み

当社は、不動産業（戸建住宅販売）を主力事業としており、企業理念に基づいて社会に貢献するとともに、お客様に良質な住宅を低価格にて提供することによって、業績の向上、収益基盤の強化と経営の安定に努めてまいりました。

当社は、関西地区においては戸建住宅販売でトップクラスの販売棟数を供給するとともに、近年は東海、広島、福岡、関東方面にまで販売網を広めており、今後も既存エリアにおける深耕と事業エリアの拡大を推し進めるために年間2～3支店を目標に支店の新設を継続してまいります。

また、戸建住宅販売事業以外の住宅分野に進出し、注文住宅事業、マンション分譲、賃貸住宅も手がける他、関連事業として住宅オプション事業や損害保険、生命保険の分野にまで業務領域を広げ、平成27年より大型木造建築物の請負事業等も行っております。

当社は、令和2年1月27日提出の有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載の事項を経営の重点課題として認識し、それぞれに対処するための取組みを行っております。

2. コーポレートガバナンスの体制の充実

当社は、コーポレートガバナンスの充実が、上場企業として当社のステークホルダーの方々（株主、従業員、顧客、地域社会等）からの信頼性を向上させ、ひいては継続的に企業価値を安定的かつ着実に向上させるものとして以下の施策を行っております。

なお、「コーポレートガバナンス・コード」（東京証券取引所 2018年6月1日改訂）に対しては、これを遵守すべきものとして社内体制の整備を進めており、対応状況に関しては、当社の「コーポレートガバナンスに関する報告書」（令和2年1月29日）をご覧ください。

（企業統治の体制）

当社の企業統治体制について、従来は監査役会設置会社でありましたが、平成28年1月に監査等委員会設置会社に移行しております。これにより株主総会、取締役会、監査等委員会を設置し取締役の職務執行の監督、監査の体制を強化いたしました。また、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を目指し、内部統制システムの基本方針に基づき企業体制の充実を図っております。取締役会は、原則月1回開催し、また必要に応じ随時開催しております。

また、当社は、監査等委員3名のうち2名を社外取締役で構成し、客観的かつ中立的な立場からの経営管理、チェック体制を整えております。

（内部監査及び監査等委員会による監査）

当社は、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室による内部監査は定期的に行われ、社内業務の実施が諸規則、処理基準、手続き等に正しく準拠しているか否か調査し、監査の結果を社長及び取締役に報告しております。また、常勤監査等委員は当該内部監査に同行し、業務の実施状況を把握しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（常勤取締役1名、社外取締役2名）からなり、原則月1回開催しており、会社の監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成29年1月10日開催の取締役会の決議及び平成29年1月26日開催の第18回定時株主総会の決議に基づき、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、令和2年1月24日開催の第21回定時株主総会において、所要の変更を行ったうえで、買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただいております（以下、継続された現在の買収防衛策を「本プラン」という。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランは、以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。以下、「大規模買付け等」という。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」という。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、買付者等の議決権保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株式等について、買付者等の議決権保有割合及びその特別関係者の議決権保有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得
- (iii) 買付者等が当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該買付者等の共同所有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該買付者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当社が発行者である株式等について、当該買付者等と当該他の株主の議決権保有割合の合計が20%以上となる場合に限る。）

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」という。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを意向表明書に記載された国内連絡先に発送し、買付者等には、情報リストに従って大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」という。）を日本語で当社に提出していただきます。また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。なお、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」という。）いたします。

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間、その他の大規模買付け等の場合には最大90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として設定いたします。ただし、いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合限り、最大30日間延長できるものとします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載がない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行います。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。また、当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するため

に当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付け等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の無償割当てとします。本新株予約権の無償割当てをする場合には、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件、又は、当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

本プランは、令和2年1月24日開催の第21回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで有効とします。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.f-juken.co.jp/>）に掲載の令和2年1月7日付プレスリリースをご覧ください。

④ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについての取締役会の判断

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2018年6月1日改訂）の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえております。

本プランは、上記③に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

本プランは令和2年1月24日開催の第21回定時株主総会において決議されております。また、本プランの有効期間は同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、同定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。独立委員会の判断の概要については、株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動に際しては、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。更に、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上のとおり、本プランはその内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することに資するものであって、基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」をご参照ください。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの資本の財源及び資金の流動性について、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。なお、当第2四半期連結会計期間末における現金及び預金の残高は107億38百万円となり、前連結会計年度末に比べて11億22百万円減少いたしました。また、社債、借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は87億23百万円となり、前連結会計年度末に比べて16億10百万円減少いたしました。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	67,600,000
計	67,600,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数（株） （令和2年4月30日）	提出日現在発行数（株） （令和2年6月12日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,901,900	16,901,900	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数 100株
計	16,901,900	16,901,900	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、令和2年6月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	令和2年2月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3名
新株予約権の数 ※	1,175個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 11,750株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1円
新株予約権の行使期間 ※	自 令和2年3月31日 至 令和22年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 695円 資本組入額 348円（注2）
新株予約権の行使の条件 ※	<p>(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査等委員である取締役のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役、監査等委員である取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名（以下、「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>① 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>② 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>③ 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注3）

※ 新株予約権の発行時（令和2年3月30日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注1）に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から、令和22年3月31日までとする。

(5) 新株予約権の取得に関する事項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注2）に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 令和2年2月1日 至 令和2年4月30日	—	16,901,900	—	1,584,837	—	—

(5) 【大株主の状況】

令和2年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
中島興産株式会社	兵庫県芦屋市南浜町16-10	4,721,000	33.97
伏見管理サービス株式会社	東京都西東京市保谷町2-1-4	1,800,000	12.95
ビービーエイチ フォー フィデリティ イ ロー プライズド ストック フ ァンド(プリンシパル オール セク ター サポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U. S. A. (東京都千代田区丸の内2-7-1 決 済事業部)	1,376,000	9.90
中島 雄司	兵庫県芦屋市	338,900	2.44
五十嵐 幸造	福井県坂井市	312,000	2.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	301,600	2.17
ビービーエイチ フィデリティ グル ープ トラスト ベネフィット プリ ンシパル オール セクター サブポ ートフォリオ (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109 (東京都千代田区丸の内2-7-1 決 済事業部)	230,900	1.66
西河 洋一	東京都練馬区	210,000	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	170,500	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	157,900	1.14
計	—	9,618,800	69.22

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、288,500株であります。
3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、170,500株であります。
4. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、156,400株であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和2年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,006,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,890,900	138,909	同上
単元未満株式	普通株式 4,900	—	—
発行済株式総数	16,901,900	—	—
総株主の議決権	—	138,909	—

② 【自己株式等】

令和2年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ファースト住建株式会社	兵庫県尼崎市東難波町5-6-9	3,006,100	—	3,006,100	17.79
計	—	3,006,100	—	3,006,100	17.79

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が900株(議決権の数9個)あります。

なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（令和2年2月1日から令和2年4月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（令和元年11月1日から令和2年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和元年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和2年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,860,520	10,738,227
販売用不動産	10,611,250	13,080,200
仕掛販売用不動産	16,086,667	12,044,459
未成工事支出金	2,096,184	2,100,363
貯蔵品	9,204	11,286
その他	384,086	327,193
流動資産合計	41,047,915	38,301,731
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,428,827	3,602,885
土地	4,876,493	5,391,239
その他（純額）	37,661	40,361
有形固定資産合計	8,342,982	9,034,487
無形固定資産	383,892	371,763
投資その他の資産	617,062	609,960
固定資産合計	9,343,936	10,016,211
資産合計	50,391,852	48,317,942
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金	5,117,984	4,511,947
短期借入金	7,675,300	5,259,070
1年内償還予定の社債	25,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	418,667	467,728
未払法人税等	649,591	385,601
賞与引当金	157,107	117,452
役員賞与引当金	20,300	5,000
完成工事補償引当金	21,803	21,119
その他	492,430	498,724
流動負債合計	14,578,185	11,286,643
固定負債		
社債	10,000	—
長期借入金	2,188,048	2,962,940
退職給付に係る負債	316,200	329,917
その他	27,030	23,755
固定負債合計	2,541,280	3,316,613
負債合計	17,119,465	14,603,256
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,584,837	1,584,837
資本剰余金	1,341,781	1,344,145
利益剰余金	31,987,819	32,407,886
自己株式	△2,592,934	△2,576,632
株主資本合計	32,321,503	32,760,237
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22,419	△592
その他の包括利益累計額合計	22,419	△592
新株予約権	42,118	37,692
非支配株主持分	886,344	917,347
純資産合計	33,272,386	33,714,685
負債純資産合計	50,391,852	48,317,942

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成30年11月1日 至平成31年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和元年11月1日 至令和2年4月30日)
売上高	20,916,538	19,061,921
売上原価	17,230,333	16,148,095
売上総利益	3,686,204	2,913,826
販売費及び一般管理費	※ 1,820,747	※ 1,760,588
営業利益	1,865,457	1,153,238
営業外収益		
受取利息	754	753
受取配当金	1,703	1,442
保険返戻金	27	8,077
その他	6,324	5,040
営業外収益合計	8,809	15,313
営業外費用		
支払利息	51,588	49,918
その他	1,730	3,923
営業外費用合計	53,318	53,842
経常利益	1,820,948	1,114,709
特別利益		
新株予約権戻入益	—	1,920
特別利益合計	—	1,920
特別損失		
減損損失	19,105	—
特別損失合計	19,105	—
税金等調整前四半期純利益	1,801,842	1,116,629
法人税等	571,001	358,694
四半期純利益	1,230,841	757,935
非支配株主に帰属する四半期純利益	50,255	32,580
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,180,586	725,354

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成30年11月1日 至平成31年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和元年11月1日 至令和2年4月30日)
四半期純利益	1,230,841	757,935
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△8,123	△24,589
その他の包括利益合計	△8,123	△24,589
四半期包括利益	1,222,718	733,346
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,173,688	702,343
非支配株主に係る四半期包括利益	49,029	31,002

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成30年11月1日 至 平成31年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和元年11月1日 至 令和2年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,801,842	1,116,629
減価償却費	89,333	97,699
減損損失	19,105	—
のれん償却額	10,462	10,462
株式報酬費用	12,207	8,154
引当金の増減額 (△は減少)	△33,956	△55,639
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△4,372	13,716
受取利息及び受取配当金	△2,457	△2,195
支払利息	51,588	49,918
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	110
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,392,532	1,595,998
前渡金の増減額 (△は増加)	△47,226	73,612
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△15,014	△13,331
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,098,277	△606,037
前受金の増減額 (△は減少)	△10,682	25,477
未払又は未収消費税等の増減額	△86,570	△50,459
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	45,181	8,470
その他	△2,744	△9,331
小計	△467,557	2,263,257
利息及び配当金の受取額	3,269	3,021
利息の支払額	△49,843	△48,017
法人税等の支払額	△642,625	△617,462
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,156,757	1,600,799
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	998	△2
有形固定資産の取得による支出	△7,805	△816,057
無形固定資産の取得による支出	—	△800
その他	5,109	1,591
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,697	△815,268
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	469,300	△2,416,230
長期借入れによる収入	—	1,050,000
長期借入金の返済による支出	△210,198	△226,047
社債の償還による支出	△78,500	△15,000
リース債務の返済による支出	△3,222	△3,190
自己株式の処分による収入	—	8,006
配当金の支払額	△305,565	△305,365
財務活動によるキャッシュ・フロー	△128,186	△1,907,826
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,286,641	△1,122,295
現金及び現金同等物の期首残高	12,848,344	10,280,491
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 11,561,703	※ 9,158,196

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成30年11月1日 至 平成31年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和元年11月1日 至 令和2年4月30日)
販売手数料	487,485千円	444,578千円
給料及び手当	405,147	419,736
賞与引当金繰入額	94,911	78,466
役員賞与引当金繰入額	9,800	4,000
退職給付費用	△4,127	10,346
完成工事補償引当金繰入額	1,399	△120

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成30年11月1日 至 平成31年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和元年11月1日 至 令和2年4月30日)
現金及び預金勘定	13,141,732千円	10,738,227千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△30,028	△30,031
担保に供している定期預金	△1,550,000	△1,550,000
現金及び現金同等物	11,561,703	9,158,196

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間 (自 平成30年11月1日 至 平成31年4月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年12月14日 取締役会	普通株式	305,285	22	平成30年10月31日	平成31年1月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年6月7日 取締役会	普通株式	291,408	21	平成31年4月30日	令和元年7月17日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間（自 令和元年11月1日 至 令和2年4月30日）

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年12月13日 取締役会	普通株式	305,287	22	令和元年10月31日	令和2年1月10日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月5日 取締役会	普通株式	291,810	21	令和2年4月30日	令和2年7月20日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成30年11月1日 至 平成31年4月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	戸建事業				
売上高					
外部顧客への売上高	20,446,264	467,194	20,913,458	3,079	20,916,538
計	20,446,264	467,194	20,913,458	3,079	20,916,538
セグメント利益	2,281,588	55,016	2,336,604	△515,656	1,820,948

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり「マンション事業」及び「特建事業」を含んでおります。
2. 外部顧客への売上高の調整額3,079千円は、事業セグメントに帰属しない売上高であります。
3. セグメント利益の調整額△515,656千円は、事業セグメントに帰属しない売上高、各事業セグメントに配分していない全社費用及びのれんの償却額10,462千円であります。全社費用は、主に事業セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間（自 令和元年11月1日 至 令和2年4月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	戸建事業				
売上高					
外部顧客への売上高	18,832,964	226,529	19,059,493	2,428	19,061,921
計	18,832,964	226,529	19,059,493	2,428	19,061,921
セグメント利益	1,621,182	17,428	1,638,611	△523,901	1,114,709

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり「マンション事業」及び「特建事業」を含んでおります。
2. 外部顧客への売上高の調整額2,428千円は、事業セグメントに帰属しない売上高であります。
3. セグメント利益の調整額△523,901千円は、事業セグメントに帰属しない売上高、各事業セグメントに配分していない全社費用及びのれんの償却額10,462千円であります。全社費用は、主に事業セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成30年11月1日 至平成31年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自令和元年11月1日 至令和2年4月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	85円08銭	52円24銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	1,180,586	725,354
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	1,180,586	725,354
普通株式の期中平均株式数(株)	13,876,614	13,885,704
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	84円89銭	52円10銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	31,436	35,994
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2【その他】

令和2年6月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 291,810千円
(ロ) 1株当たりの金額 21円00銭
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 令和2年7月20日

(注) 令和2年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年6月12日

ファースト住建株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲下 寛司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているファースト住建株式会社の令和元年11月1日から令和2年10月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（令和2年2月1日から令和2年4月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（令和元年11月1日から令和2年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ファースト住建株式会社及び連結子会社の令和2年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。